

令和3年11月12日

行政委員会事務局監査部監査課特別監査担当（6208－8573）

住民監査請求（区民アンケート [天王寺区]）の結果について

大阪市監査委員は、次のとおり、令和3年10月7日（木曜日）に提出された住民監査請求について、次の理由により住民監査請求の対象とならない旨、請求人に通知しました。（却下、結果は同年11月11日決定）

1 請求の要旨

令和2年度第2回天王寺区区民モニター（区政評価員）アンケートの実質的な目的は運営方針の評価であると認められるが、このアンケートに要した費用が目的を達成されないまま支出され、地方自治法第2条第14号、地方財政法第4条違反となっている。

令和3年度においても、区民アンケートの予算が計上されており、令和2年度と同様の損害を生じることが明白となっているので、令和3年度に発生すると考えられる損害を防止する措置を講じるよう、令和3年度区民アンケートの実施に要する費用を支出しないよう求める。

2 判断に至った理由

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が違法として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

請求人は、主に令和2年度天王寺区区民モニター（区政評価員）アンケート調査業務委託を違法な支出であると摘示するのみで、令和3年度の区民アンケート調査についての事実の摘示は、予算がついているという点しかない。令和2年度と同様の損害が生じることが明白であると主張するが、令和3年度の同区における区民アンケート調査が違法又は不当となることの具体的な事実の摘示があるとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条の要件を満たさないものと判断した。